出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書

様式第１０号（第２０条関係）

　　年　　月　　日

　　 　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長

あなたから申請のありました高額障害福祉サービス費の支給について、下記のとおり決定しましたので出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱第２０条第３項の規定に基づき通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給決定障がい者(保護者)氏名 |  | 受給者証番号 |  |  |  |  |
| 支給決定に係る  障がい児氏名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本人支払額 | 円 | 申請に係る  サービス利用月 | 年　　月分 |
| 審査結果 | □支給する  □支給しない | 支給金額 | 円 |
| 不支給の理由 |  | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関 |  | | | | | | |
| 口座種目 |  | | | | | | |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |  | | | | | | |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。